

新発田市食の循環によるまちづくり条例（案）の 意見公募（パブリック・コメント）結果

新発田市食の循環によるまちづくり条例(案)について、意見公募(パブリック・コメント)を平成20年8月20日(水)～9月19日(金)までの間実施し、5名の方からご意見をお寄せいただきました。

いただいたご意見の概要とその意見に対する市の考え方をご報告いたします。なお、いただいたご意見は、趣旨を変更しない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

市では、皆様からいただいたご意見を参考に、条例案を取りまとめ、平成20年12月定例市議会に提出いたしました。

1 前文に関する意見

	意見の概要	新発田市の考え方
1	「新発田市食の循環によるまちづくり条例」は素晴らしいと思う。この条例が単なる条例に終わらないように、今後条例に基づいて、具体的に行動し、継続していくことで、市民が新発田を愛し、誇りを持っていけることにつながると思う。	前文において、この条例を制定するに至った経緯や必要性をお示しし、それに対して何を目指していくのかという目的を盛り込むことで、食の循環によるまちづくりの推進に向けての決意を表現しました。 そのため、前文の趣旨が、できるだけわかりやすいものとなるよう心がけ、市民の皆様のご理解をいただきながら、「食の循環によるまちづくり」に取り組んでまいりたいと考えています。
2	「食のまちづくり提言書」の内容が凝縮され、食の循環によるまちづくりの重要性について十分説得力があるものに仕上がっていると思う。	
3	食は市民にとって関心が高く、家庭や地域で取り組める形の「循環」は、誰もが参加できるまちづくりとして発展への糸口となると思う。 新発田市は、自然環境の循環も揃い、農商工観光業、流通と生鮮食品から各種加工品の生産から販売、消費までの循環も身近な中で充実していること、専業農家も増加傾向にあり、多数の兼業農家、市民農園・家庭菜園の利用者も多く、食の循環の土づくり・栽培・収穫を間近に体験・交流できる、見える循環が宝である。共通認識とまちづくりの主体意識が育ち、「食」と「農」生産者・事業者・消費者の支えあいが地域の食の安心や食文化の発展になることを期待する。	
4	条文の内容や条例案作成プロセスにおいて、「市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例」の手法が活かされ、かつ、「まちづくり基本条例」の理念が「食の循環によるまちづくり」という、より具体的な一つの形となったものであると印象を受けた。	
5	誰もがそれも日常の食を通じてつくるまちづくりが、産業や他の分野へと広がり、大きなまちづくりに発展することに感動した。 この条例がまちづくりの核となるならば、「食」の範囲を広く、狭い地域での宝も創出していけるゆとりも欲しいと思う。 食の循環によるまちづくりイメージ図で、産業等も含む市の全体像が組み込まれた幅広い「食」の循環を明記し、生産者の位置付け等各主体と市民との関わりの構図と市内に留まらない産業の発展への展望が見られるとよい。大地と水、土や作物を作る人がいて食物ができる。人と人との関わり、支え合い、関係性の中から発展へとつないでいく人が育つ事を願う。	

	意見の概要	新発田市の考え方
6	「四季や作法と結びついた日本の『食』」とは、日本の伝統的な四季折々の食文化ということか。	ご意見のとおりの内容を意味します。 日本ならではの気候風土とも言える四季や、日本の作法と密接に結びついた「食」の生活様式を指します。 例えば、その時々々の旬のものを、風土や習わしに合った方法によりおいしくいただくといった行為も、そのひとつです。
7	「真に望ましい『食』」の、「真」という言葉が強い様に感じられる。	昨今の「食」に関わる様々な問題は、当市における問題でもあり、決して他人事ではありません。そこで、条例に基づき、市民、事業者、市が一丸となり、この問題に対応するため、新発田独自の対策として、「食の循環」を活かしたまちづくりを進めることにしました。 食の循環によるまちづくりは、新発田ならではの「本物の食」を追求することで、様々な波及効果を導き出そうというものです。 ここで「真」という表現を用いた背景には、「本物」を追求することへの決意と、「前文」が本条例の総体的な理念を掲げたものであるということから、強調したものです。

2 第1章 総則に関する意見

	意見の概要	新発田市の考え方
8	第1条目的に、「基本方針及び基本的施策を定め、その方向性を示すとともに」とあるが、基本方針及び基本的施策は第3条以降で述べられていることから、既に「方向性」は示されていると解されるため、「その方向性を示すとともに」は削除してよいと考える。	ご意見のとおり、第3条以降の基本方針及び基本的施策で規定されていることから、「その方向性を示すとともに」は削除します。
9	第2条食育の定義は、同一の内容について重複した記述をしているように見えます。つまり、「食を通じたひとづくり」と「食の循環及び…豊かな人間性を形成すること」は重複した内容であることから、「食を通じた人づくりのことで、」の記述は必要ないと考えます。	ご意見のとおり、「食育」の定義を分かりやすいものとするため、検討し、条文を修正します。 定義を端的なものにするほかに、「食の循環」を色濃いものにすることで、本条例独自の定義となるようにします。
10	第2条食育の定義に、「それを実践する力を育てる…」の「それ」が指し示すのが、「食の循環」及び「食に関する考え方」であれば、複数であることから「それら」とすべきではないか。	「食の循環」において、「販売・購入」の過程は欠くことができないものと認識しています。 ご意見を頂戴し、検討した結果、「流通」を追加記載することにします。
11	第2条食の循環の定義に、「販売・購入」は入らないのか。	「食の循環」において、「販売・購入」の過程は欠くことができないものと認識しています。 ご意見を頂戴し、検討した結果、「流通」を追加記載することにします。
12	第2条事業者の定義に、食関連企業・食関連団体に生産者は入らないのか。 「土」- 大地と「農産品」をつくり育む生産者のかかわりは第8条(産業の発展)において明記されるに留まるのか。	この条例では、生産者も事業者を含むものとして解釈しています。 特に、それが「大地と「農産品」をつくり育む生産者」であれば、食に関連する生産者であると解釈でき、第2条の条文前段に規定される「食に関連する事業者」にあたるものと考えています。 以上のことから、本条例における生産者の関わりとは、事業者の関わりに習うものであり、第8条のみならず、条例全体に関わるものと考えています。

	意見の概要	新発田市の考え方
13	第3条基本方針で、「自立して生きていくために必要な力を育み」とは、食生活の自立に必要な力の範囲を超える力をいうのか。	条文中の「自立して生きていくために必要な力」とは、単に食生活の自立を指すのではなく、「食」に関わる様々な体験を通じて、礼節や作法などを習得し、豊かな社会性を身につけることで、社会の一員として日常生活を送ることができる力を指します。
14	「基本方針」という用語の定義付けは、第4条で行うのではなく、第3条において規定した方がよいと考える。	ご意見のとおり、第3条中において規定することとし、修正します。
15	第3条基本方針で、「市民参画と協働」を規定していることは、この条例や「まちづくり基本条例」の理念からみても大変良いことである。	この条例は、平成19年に施行された「市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例」の趣旨に基づき、まちづくりをすすめることを一つの特徴としています。市民、事業者及び市が一体となったまちづくりをめざします。

3 第2章 食の循環によるまちづくり推進のための理解と役割に関する意見

	意見の概要	新発田市の考え方
16	第4条市民の理解と役割で、「前条各号の基本方針(以下基本方針という。)に基づき」を「基本方針」に改めてもよいと考える。	意見の概要 14において、「基本方針」についての定義付けを第3条で規定することを受け、「基本方針」に改めます。
17	第4条市民の理解と役割で、「…食の循環に取り組む人々との交流に心がけ…」を「自ら進んで取り組み、積極的に他の食の循環に取り組む人々との交流の輪を広げるよう努める」と改めたらいかがか。	第4条第1項では、市民自らが「食の循環」のうち、どの分野に関係しているのかを考え、それを踏まえて他の分野の実施主体と「交流」することで、相手の取組を理解し、自らの取組にも膨らみをもたせるよう努めることを「市民の理解と役割」として規定しています。 以上のことから、「交流」は、食の循環によるまちづくりへの理解と役割を果たすための一手段であることから、「交流すること」がこの条文の意図するところではないため、趣旨をご理解願います。
18	食材の生産について、雑草が生い茂る空き地を有効に活用(地主との交渉は必要)し家庭菜園にする等、誰もが気軽に農作物を栽培し収穫できる環境を整備して欲しい。 自分で栽培することにより、栽培する大変さや作物に対する愛着がわき、食に対する関心が高まると思う。	今後、様々な取組を進めるための具体的な推進計画を策定する予定としていますので、頂戴したご意見は、その際の参考とさせていただきます。 食の循環によるまちづくりは、こうしたご意見をもとに、市民の皆様が食の循環に関わる取組を実践していただくことが、必要不可欠となりますので、今後ともご意見をお寄せ願います。
19	現在、自分が所属している団体では、児童、生徒等と環境問題の勉強会を開催している。また、学校給食の残渣分別や親子料理教室を開催している。この条例により、学校との連携を図り子どもの心をつかんだ取組を進められると思うため、市の食育推進体制が整えられることを期待する。	市民、事業者、市が一体となり、食の循環によるまちづくりを進めるには、市の体制整備は欠くことができないものであると考えています。 そのため、「第6条 市の責務と役割」において、必要な体制を整え、実効力のある施策を展開するとともに、市民や事業者の自発的な取組に対し、支援することが規定されています。この規定をもとに、協働による食の循環によるまちづくりを推進していきます。
20	食の循環をキーワードとした、これからの活動を期待するとともに、市民が行う小さな活動を応援する行政側の体制づくりが必要と考える。	

	意見の概要	新発田市の考え方
21	条例をつくることにより、市民側にとっても逆に制約が掛かることもあると思うが、条例の主旨が正しく理解され、市民にしっかりと受けとめていただくためには、活動、実践により体感する以外にないと思う。	第4条において、市民の皆様にご理解いただきたいことと、その役割について規定しています。 この条文に基づき、市民の皆様が食の循環によるまちづくりの一主体として活動し、このまちづくりの主旨が徐々に浸透していくものと考えています。
22	「市民に求められたから」ではなく、行政側から市民に対するメッセージとして、条例施行の目的や誰に何をしたいかが明確になって良いと思う。どんなにすばらしい条例を発しても、その意義が理解され有効に活用されなければ意味はない。条例の趣旨が市民に広く伝わり、生活基盤の礎として機能するためには、行政側の多大な努力とリーダーシップが必要となると思う。	この条例は、食の循環によるまちづくりを、市民、事業者、市が共に進めていくため制定するものです。その中でも、市は、食の循環によるまちづくりを牽引していく立場であり、第6条において、その責務と役割を定めております。 このまちづくりでは、効果的な推進を、第一と考え、皆様に条例の主旨をご理解いただくための情報発信はもとより、様々な支援を行っていききたいと考えています。

4 第3章 食の循環によるまちづくり推進のための基本計画に関する意見

	意見の概要	新発田市の考え方
23	第7条推進計画の策定で、「基本方針を定める」とあるが、第3条各号に掲げられている基本方針とは異なるものなのか。	推進計画は、この条例に基づき、まちづくりを進める上で、より詳細な方針として策定するものです。このことから、第7条第2項第1号中のものと、第3条の「基本方針」は基本的には同様の考え方に基づくものです。 しかしながら、条文中において、条例と推進計画それぞれが示す「基本方針」を使い分けることとし、「基本的な考え方」という表現に修正します。

5 第4章 食の循環によるまちづくり推進のための基本的施策に関する意見

	意見の概要	新発田市の考え方
24	「地産地消」に対する市民の責務について、第8条産業の発展では「地産地消に努めるものとする。」とある一方、第9条健康及び生きがいの増進では「地産地消に心がけ」とあり、少しニュアンスなり強制力の強弱に異なりがあるように思える。 市民が地産地消に努めなければならない理由は、地元で採れた農産物を地元で消費することで関連する産業が活性化するだけでなく、新鮮で生産者の顔が見える地元の農産物をいただくことが、安全な食をいただくことになり、最終的には健康的な食生活に結びつくものであると思う。 どちらも食の循環によるまちづくりには欠かせないものであることから、第8条と第9条それぞれに掲げられている、市民の責務について記述をそろえておく必要があると考える。	第8条では、地場産のものを市民が直接消費することが、産業の発展に直結するという観点から、「努めるものとする」という表現を用いました。 また、第9条では、地産地消そのものが健康に直結するものではなく、地産地消を第一義的なものとしつつも、必要に応じて他のものを取り入れた消費活動を行うことで、バランスのとれた食生活を形成することができ、健康で生きがいのある生活の確保につながるということから、「心掛け」という表現を用いたものです。 食の循環によるまちづくりにおいて、「地産地消」は欠くことができないものではありませんが、上述の意図をご理解願います。
25	第4章の基本的施策における市民、事業者に係る責務では、語尾が「努めるものとする。」となっているが、第8条産業の振興における事業者と第9条健康及び生きがいの増進における市民の責務の語尾は「努めなければならない。」となっている。この標記の違いは何故か？	第4章では、食の循環によるまちづくりの基本的施策を掲げ、施策を展開する際に市民、事業者にご理解いただきたいことと役割を規定しており、どの施策も基本的には「努めるものとする。」という表現を用いています。 しかし、第8条「産業の発展」では、事業活動の中で事業者が地域産業に果たす社会的責任の観点から、第9条「健康及び生きがいの増進」では、健康や生きがいに関わる取組が個人に帰属する点が多いことから、より拘束力を伴ったものとするため、あえて「努めなければならない。」という表現を用いることとしました。

	意見の概要	新発田市の考え方
26	第8条産業の発展の「消費者を意識した地消地産の推進」の記述について、地消地産は市外市場への流出に対してか、自給が基本でも市外地の消費者も含むとよいと思う。	この条例で定めている「地消地産」とは、地元で消費される安全・安心で高品質な農産物を生産することを意味するものにほかなりません。しかし、第8条第3項第1号の規定は、決して消費者を市内に限定するものではありません。地元消費者が認めるニーズの高い農産物であれば、市外消費者の購買意欲も期待でき、自信をもって供給できるものと考えます。 新発田市の「産業の発展」には、市内の人々が地元農産物の魅力を認めることが、第一歩であるという考えに立った規定であるため、趣旨をご理解願います。
27	第9条健康及び生きがいの増進で、「心身ともに健康で生きがいのある質の高い生活を確保する」ことの主体は市民であり、その旨を明確化するため、「市は、市民が心身ともに健康で生きがいのある質の高い生活を確保することができるよう、次に掲げる施策を講じなければならない。」に改めてはいかがか。	ご意見のとおり修正します。 第9条の規定において、市が働きかけるべき対象が不明瞭であることから、「市民」を追記し、対象を分かりやすくします。
28	第10条教育及び伝承で、市民の役割としては「新発田の伝承料理等」であるのに対して、市の役割としては「伝承料理等」とあるが、市民の役割の記述とそろえたらどうか。	ご意見のとおり第10条の第1項及び第3項第2号の記述を、「新発田の伝承料理等」とし、整合を図ることとしました。 この条文では、食に関する作法、礼節のみならず、新発田ならではの食文化を大切に、受け継いでいくため、それぞれの役割を規定しています。特に、ふるさと新発田に根付いたものを重んじることを強調し、さらなる郷土愛の醸成をめざします。
29	小・中学校で食育を推進に当たり、現場の教員一人ひとりが食育に対し正しい理解を深め、積極的に協力できるようにすることが必要不可欠であると思う。教員の負担が多くなっている昨今はあるが、「教育現場における食育の理解と協力」に根気強く取り組んでもらいたい。 また、「これからの食育を担う世代は、現在の子育て世代の市民一人ひとりである」と個人的に考えている。昨年度の「食のまちづくりリレートーク」には、若い世代の参加者が少ないとの印象を受けたが、今年度は、保育園内にポスターが掲示されるなど子育て世代への関心を高めようという取組をうかがい知ることができ大変良い印象を受けた。 これからも食育、ひいては食の循環によるまちづくりの裾野を広げ、市民にとって「新発田に住んでよかった」、市外の方からは「是非住んでみたい」と思われるまちを目指し、活力ある「ふるさと新発田」をつくりあげていただきたい。	食育は家庭、地域、保育園、学校等の保育及び教育現場の連携により、推進されることが、最も重要であると考えています。 そのため、保育及び教育現場での食育を推進するため、新発田市独自の食育推進手引書を作成したほか、教職員等の研修会を開催するなどし、保育及び教育現場においても理解と協力をいただけるよう取り組んでいます。 家庭や地域における食育は、核家族化、地域社会の弱体化などにより、その推進が困難となってきています。こうした現状を、家庭や地域が自らの問題として捉えていくよう、啓発活動に取り組み、食育も含めた食の循環によるまちづくりが展開できるよう努めていきます。

	意見の概要	新発田市の考え方
30	第10条教育及び伝承において、伝統文化が法のもとで継承されることに驚いた。「自立して生きていくために必要な力を育み」の記述について、食生活の自立に必要な力の範囲を超える力をいうのか。	「食文化の継承」については、平成17年に施行された「食育基本法」で規定されており、法律の強制無くしては、その継承が難しい状況を裏付けています。 また、条文中の「自立して生きていくために必要な力」とは、単に食生活の自立を指すのではなく、「食」に関わる様々な体験を通じて、礼節や作法などを習得し、豊かな社会性を身につけることで、社会の一員として日常生活を送ることのできる力を指します。
31	調理について、核家族化が進む中で、同居する高齢者から料理の作り方を教わる環境がなくなってきた。また、作物は収穫期が重なり食べきれないほどの野菜が集まり困ってしまうことが多く、これを解決する方法として、保存方法や食べ方についてまとめたレシピ集の発行や新発田の伝承料理を伝えるための料理教室開催やレシピ集の発行をするとよいのではないか。	今後、様々な取組を進めるための具体的な推進計画を策定する予定としていますので、頂戴したご意見は、その際の参考とさせていただきます。 食の循環によるまちづくりには、こうしたご意見をもとに、市民の皆様が食の循環に関わる取組を実践していただくことが、必要不可欠となりますので、今後ともご意見をお寄せ願います。
32	土壌への堆肥還元について、家庭生ごみをEMボカシで処理し、畑に穴を掘って埋め続けてきたが、加齢とともにこの作業が困難になってきていると感じている。この先もっとこれは現実味を帯びてくることで、何か良い解決策が見い出せないものか。	今後、様々な取組を進めるための具体的な推進計画を策定する予定としています。頂戴したご意見は、その際の参考とさせていただきます、より効率的な方法を検討していきます。 食の循環によるまちづくりには、こうしたご意見をもとに、市民の皆様が食の循環に関わる取組を実践していただくことが、必要不可欠となりますので、今後ともご意見をお寄せ願います。
33	第12条観光及び交流で、基本方針を具体的に規定したものと思うが、「食の循環によるまちづくり」との結びつきが見えにくいように思われる。市民が、新発田の魅力に気付き、誇りをもって、来訪者との交流に努めることは、食の循環によるまちづくりだけに関するのではなく、観光振興一般に言えることと思える。食の循環によるまちづくりとの結びつきが明確になるように、記述を改めてはどうか。	ご意見を受け、検討した結果、第12条第1項及び第2項中に「食の循環の活用により」という記述を加え、この条文の規定が、「食の循環」と密接な関係にあることが明確になるよう修正します。 この条文では、食の循環に関わる取組を通じて、新発田の魅力を再発見し、自らのまちに誇りをもち、市民のみならず来訪者と交流を深めることで、にぎわいの創出と観光の振興につなげることを規定しています。そのため、「食の循環」との関連性を明確にすることは、大変重要であると考えています。
34	第12条観光及び交流で、「市民は、新発田の魅力に気付き、誇りをもって、来訪者との交流に努めるものとする」を『市民は「食」の魅力に気付き、誇りをもって、交流等自らも発信に努めるものとする』と改めてはどうか。	

6 第5章 食の循環によるまちづくり条例の位置付けに関する意見

	意見の概要	新発田市の考え方
35	第5章食の循環によるまちづくり条例の見直しにおいて、第13条他の条例等との関係が盛り込まれているが、この章には馴染まないと思う。第5章をこの条例の位置付けしとして第13条他の条例等との関係を盛り込み、新たに第6章食の循環によるまちづくり条例の見直しを設け第14条を入れたほうがよいと考える。	ご意見を受け、検討した結果、第5章を「食の循環によるまちづくり条例の位置付け」とし、その中に第13条及び第14条を規定することとして修正します。 第13条において、この条例との関係法令の改廃等についても触れており、第14条は本条例の見直しに関する規定とすることから、両条文の関連性を強調するため、あえて「第5章」としていただくことといたしましたので、ご理解願います。